

備考 宮崎県宮崎中南高松町2-33 A-STEP南高松407号

住所書換 福岡県福岡県土整備事務所 30.10.30

宮崎県宮崎市大工2-99-1-101 2.6.9

住所書換 飯塚県土整備事務所

#### 注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。